

「昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書 2017 年版」に係る問い合わせについて

「昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書 2017 年版」274～275 ページに掲載の 3(8)「外部への連絡装置」において、問い合わせが多い内容について次のとおり補足説明いたします。

質問①：インターホン等の外部連絡装置が設置されている管理人室等に、夜間に管理人等
がいない場合は常時連絡可能とはいえないため、インターホン等に移設しなければ
要是正と考えますが、業務基準書 275 ページ上から 3 行目の「ただし書き」によっ
て指摘なしと判定されるのはなぜでしょうか。

(回答) 管理人室等に管理人等がいない場合、外部連絡装置が鳴動しても、管理人室等の
外にいる人に対応方法が示されていない場合は、連絡ができないことになります。し
かし、共用部分で鳴動が確認でき鳴動時の対応方法が明示されている場合等は、イ
ンターホン等に移設しなくても連絡が可能であるため、指摘なしと判定できます。

《業務基準書 p274～p275 (抜粋)》

次のような場合は要是正としてください。

1) 常時連絡可能ではないと考えられる場合

外部連絡装置が設置されている管理人室、事務所等に管理人等が常駐し
ていない場合又は外部連絡装置を住戸内等に設置している場合は、常時連
絡可能とはいえないため、要是正としてください。ただし、外部（共用部
分）でインターホン等の鳴動が確認でき、鳴動時の対応方法が明示されて
いる等の適切な措置が講じられている場合は、指摘なしと判定してくださ
い。

質問②: 業務基準書 275 ページ上から 10 行目に複数の外部連絡装置の取り扱いが示されていますが、複数の外部連絡装置を設けていて要是正となるのはどのような場合でしょうか。また、特記事項欄に記入するのはどのような場合でしょうか。

(回答) 外部連絡装置は、常時連絡可能であることが求められます。このため、複数の外部連絡装置を設けている場合とは、例えば、日中は管理人室に繋がるインターホンを外部連絡装置とし、夜間は保守会社に繋がる電話を外部連絡装置とするような場合が考えられます。このような場合は、これらすべての外部連絡装置を検査する必要がありますが、このうち一つでも判定基準に該当すれば要是正となります。

また、インターホン及び警報ベルが併設されている場合で、インターホン、警報ベルのいずれか一方で常時連絡可能な場合は、その装置を外部連絡装置として検査することとなります。この場合、検査対象としない他の装置を特記事項に記入する等により、外部連絡装置として検査を行った装置が明確になるようにします。

《業務基準書 p275 (抜粋)》

3) 複数の外部連絡装置を設けているが、すべての検査を行っていない場合
複数の外部連絡装置を設けている場合、すべての外部連絡装置について検査が必要となりますので、例えばそのうち一つでも 2) に該当するような場合は要是正としてください。ただし、一つの外部連絡装置で常時外部に連絡できる場合は、当該装置のみを検査し、他の装置を特記事項に記入してください。

以上